

安芸市清浄苑運転管理業務特記仕様書

(業務場所の所在地及び名称等)

第1条 受託者が業務を遂行する業務場所及び施設の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 安芸市川北甲 1840 番地
- (2) 名称 安芸市清浄苑
- (3) 施設規模 処理能力 30KL/日 (し尿 21KL/日、浄化槽汚泥 9KL/日)
(堆肥化施設 生ごみ 100kg/日)
- (4) 処理方法 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日とする。

(受託者の責務)

第3条 受託者は、業務の公共性を重視し、この仕様書に明記する事項のほか、施設の機能を十分発揮できるよう効率的かつ安全に業務を遂行しなければならない。

(委託業務の範囲)

第4条 委託する運転管理業務の範囲は次のとおりとし、業務対象設備は別表1のとおりとする。

- (1) し尿等の処理施設及び建築設備の運転、運転管理、点検整備
- (2) し尿、浄化槽汚泥量、水質等のデータに基づく適正な運転管理
- (3) 定期点検後の各設備の機能確認
- (4) 中央監視室における施設全ての機器設備の運転監視、保安の確保
- (5) 受入室における車両の誘導、監視及び清掃並びに計量業務
- (6) 夾雑物、砂出し、焼却残渣の指定場所への搬送及びコンポストの袋詰め並びに搬出運搬保管等に係る業務
- (7) 運転に必要な資材の受入及び運転管理上必要な工作機械、計測機器、工具類、予備品、消耗品(薬品類含む)等の管理
- (8) 敷地内及び施設内の清掃並びに樹木及び芝生の管理
- (9) 活性炭の入替作業
- (10) その他市が指示する業務

(委託業務の内容)

第5条 主要な運転管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 水処理設備、コンポスト設備及び焼却設備の運転
中央監視室での監視(一部操作含む)及び機械側での操作監視
- (2) 水質等分析
運転操作に必要な水質分析の実施及びその結果の記録並びに監視
- (3) 設備の点検、調整
日常パトロール点検、定期点検及び機器の調整
- (4) 設備トラブル時の処理
機器の不安定な状態及びし尿等の詰まり時の処理並びに突発事故時の対応及び応急処置
- (5) 清掃
機器及び施設内の便所、浴室、洗濯室及びその他日常使用する場所

- (6) 運転、故障、調整等の記録
運転記録日報等への記入
- (7) 薬品類の管理
タンク等への補給及び在庫管理
- (8) 建築設備の運転
- (9) 焼却残渣搬送及び厨芥ごみの収集
- (10) 収集困難地の汲取り作業補助
- (11) その他市が指示する業務

(点検整備)

第6条 受託者が行う点検整備の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 点検は、各種機器設置箇所を巡回し、異常音、異常温度、錆、振動、損傷、水・油漏れ等の防止に努めるとともに、計器の指針及び数値を確認し記録すること。又、施設の性能、機器の稼働目的を達成するために、設計書、取扱説明書及び運転要領書を熟知し、機器保全のための目視による観察及び計測器による測定等を行う。又、異常を発見した場合は、直ちに市に報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- (2) 給油及び整備は、常に各種機器が正常に稼働するよう機器及び施設の水・油漏れ等の防止、給油、各種簡易な破損部分の取替え、消耗品の交換（活性炭の交換を含む）、油脂等の補充、錆止塗装等を行うものとする。
- (3) 修理については、故障箇所のうち、備え付けの機器、工具及び設備等を利用してできる修理（塗装含む）を行うものとする。この場合、市が保管する物品等を使用するときは、修理報告書に記録しなければならない。
- (4) 各種機器等の清掃については、常時行うものとする。
- (5) 作業要領等については、市と協議するものとする。

(点検報告)

第7条 受託者は、日常の点検について異常のあるときは、その都度市に報告し、その指示を受けなければならない。又、月例点検については、あらかじめ市と協議した内容に基づいて点検を行い、異常のある場合は、写真、測定記録等を添付のうえ、市に報告しなければならない。

(安全確認)

第8条 受託者は、業務の中で次の安全確認を行わなければならない。

- (1) 業務開始及び業務終了時の点呼
- (2) 指示点呼の励行

(清掃業務の範囲)

第9条 清掃業務の方法、箇所、頻度等については、別表2のとおりとする。

(危険物の除去)

第10条 市は、危険物が搬入されないよう、市民及び収集業者等に指導啓発を行うが、万一搬入された場合の危険物については、受託者は最善の注意をもってその除去にあたるものとする。

(勤務時間及び休日)

第11条 勤務時間は、月曜日から金曜日の午前8時から午後5時とする。ただし、事故が発生したとき、又は、市に特別の事情がある場合はこの限りでない。

2 休業日は次のとおりとする。ただし、市が特に必要と認めたときは、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日（但し、災害等の非常時及び施設の管理上支障が予測される場合は、適切な運転、施設管理に努めること。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。
- (3) 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日まで（但し、特別な事情により、時間外、休日作業が必要となった場合は、市と受託者協議のうえ、決定することとする。）

（資格等）

第 12 条 業務に必要な資格等は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理施設（し尿）技術管理者
- (2) 特定化学物質作業主任者
- (3) 有機溶剤作業主任者
- (4) 乾燥設備作業主任者
- (5) 酸素欠乏危険作業主任者（2 種）
- (6) 危険物取扱者（乙種 4 類）
- (7) クレーン運転の業務に係る特別教育（5 + 未満）
- (8) その他、労働安全衛生法上必要な資格を含むものとする。ただし、市が別に委託し、不要と思われる資格は、市と受託者協議のうえ、除くことができる。

（人員の配置）

第 13 条 人員の配置については、別表 3 のとおりとする。

（市が負担する経費）

第 14 条 業務上必要とする次の経費は市が負担し、その受け渡し及び取り扱い上の注意事項については、市の指示に従うものとする。

- (1) 運転及び保守管理に要する基礎的経費
 - ア 電気料金、水道料金、ガス料金、灯油等
 - イ 施設の運転に要する薬品、潤滑油、活性炭等
 - ウ 検査及び測定等で利用する消耗品及び備品
 - エ 補修用塗料
- (2) 日常保守管理以外の補修等
 - ア 機器類のオーバーホール
 - イ 工事、修理等
 - ウ 市が別途発注する機器点検管理費
- (3) 法定点検、検査、測定業務に関する費用
- (4) 休日、夜間の警備保障費用

（受託者が負担する経費）

第 15 条 受託者が負担する経費は次のとおりとする。

- (1) 従業員の個々の管理に関するもの
 - ア 被服等
 - イ 安全衛生保護具
 - ウ 手工具

(2) 業務を遂行するのに必要な管理用資材

ア 電話の設置費及び通話料並びに F A X

イ 救急薬品

ウ 受託者が業務上必要な事務用品類（データロガー用プリンタトナー）

(3) 業務で使用する車（軽ダンプ車、軽バキューム車）の維持経費（重量税、車検時必要経費含む）、燃料費、保険料（自動車賠償責任保険、任意保険）等

(4) 従業員の保安、衛生、厚生に必要なもの

(5) 清掃作業に要する資材等

（責任の範囲）

第 16 条 受託者は、委託業務の公共的使命の重要性に鑑み、関係法令等に基づく一切の責任を負うものとする。又、従業員の安全対策、労務管理に万全を期し、現場作業の秩序を保ち、当施設の火災、盗難等の防止に努めるとともに、受託業務上のことについては一切の責任を負うものとする。

2 受託者は、作業基準を作成し、従業員の教育及び訓練に努めるものとする。

3 受託者は、大気汚染、臭気、騒音、振動、水質等の設計規制値及び公害関係規制値を遵守し、公害を発生させないよう適正な運転を行うものとする。

（損害賠償の範囲）

第 17 条 受託者の故意又は過失により発生した火災、盗難、破損等で、市、又は、第三者に損害を及ぼしたときは、損害補てんに要する費用は受託者が負担するものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。

（機密の保持）

第 18 条 受託者及び業務に従事する従業員は、業務の執行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

（委託料）

第 19 条 委託期間内に賃金又は物価等に変動を生じ業務委託料が著しく不適當となったときは、市と受託者協議のうえ、業務委託料を変更することができる。

（その他）

第 20 条 この特記仕様書に定めのない事項、又は、記載事項に疑義が生じたときは、一般仕様書第 33 条の規定を準用する。

別表 I

業務対象の主要設備

- 1 受入貯留設備
 - (1) 受入設備
 - (2) 夾雑物除去設備 (1 次)
 - (3) 2 次除渣設備
 - (4) 貯留設備
- 2 硝化・脱窒素処理設備
 - (1) 生物処理設備
 - (2) 生物膜分離設備
- 3 高度処理設備
 - (1) 凝集膜分離設備
 - (2) 活性炭吸着設備
- 4 消毒設備
- 5 汚泥処理設備
 - (1) 汚泥貯留設備
 - (2) 汚泥脱水設備
 - (3) 汚泥乾燥焼却設備
 - (4) コンポスト設備
- 6 脱臭設備
 - (1) 高・中濃度臭気脱臭設備
 - (2) 低濃度臭気脱臭設備
- 7 電気設備
 - (1) 受変電設備
 - (2) 配電盤等の設備
 - (3) 動力運転操作設備
 - (4) 電灯コンセント設備
 - (5) 建築附帯電気設備
- 8 計装設備
 - (1) 監視制御設備
 - (2) 情報処理装置
 - (3) 搬入計算装置用ロガー装置
 - (4) 計装機器

別表 2

施設内の清掃業務

清掃業務		内 容
日常清掃		(1) 処理棟 中央監視室、水質検査室、廊下、受入監視室、受入前室、受入室、便所等常時使用する場所 (2) 管理棟 従業員控え室、2 階廊下、浴室、洗濯・脱衣室、給湯室、便所等常時使用する場所
定期清掃	1 回／週	(1) 処理棟 前処理・脱水機室、乾燥・焼却室、ホッパー室、沈砂除去室、ポンプ室、ブローア室、脱臭機室、その他機械室 (2) 管理棟 会議室、ホール、廊下、玄関、その他管理棟内で上記に該当しない場所
	1 回／月	(1) 処理棟 中央監視室、分析室、堆肥化室、倉庫工作室、車庫 (2) 管理棟 各室の窓ガラス拭き（高所の窓ガラス清掃は除く）
構内清掃 樹木及び 芝生管理	必要の都度	(1) 敷地全体 日常及び定期作業以外で必要が生じた場合の作業は、市と受託者の協議のうえ実施する。

別表 3

人員配置

職 種	人員	主 要 業 務 内 容	
総括責任者 (所長)	1	・ 総括業務（技術、安全、労務） ・ 従業員の人事管理 ・ 従業員の指導教育 ・ 全般的中央監視制御	共通業務 ・ 機器の立ち上げ、立ち下げ ・ 機器の点検 ・ 処理状況の確認 ・ 沈砂引き抜き ・ 水質管理 ・ 施設全体の維持管理 ・ 休日、夜間の非常時体制 ・ 異常事態への対応 ・ 活性炭の交換 ・ 清掃作業 ・ その他必要な業務 ・ 収集困難地の汲取り作業補助（車両操作及び車両運転）
機械技術者 兼運転員	3	・ 機器全般の運転管理 ・ 機器の中央監視制御	
水質管理技術者 兼運転員		・ 水処理設備全般の運転管理 ・ 水質分析及び水質管理	
運転員		・ 機器運転管理 ・ 受付業務 ・ 焼却残渣搬送 ・ 厨芥ごみ収集 ・ コンポスト設備管理、製品搬出	

* 参考

委託範囲外の市の業務

Ⅰ 法定検査

(Ⅰ) 消防関係

- ① 屋内消火栓設備
- ② 自動火災報知設備
- ③ 誘導灯
- ④ 消火器具
- ⑤ 非常放送設備
- ⑥ 地下タンク遺漏検査等

(Ⅱ) 電気工作物検査

(Ⅲ) トラックスケール計量検定

(Ⅳ) クレーン検査

2 建物の補修工事

3 受変電設備の点検保守業務

4 機器の定期補修工事

5 大型機器のオーバーホール及び修繕

6 施設内放送設備の点検保守業務

7 受入槽、貯留槽等の定期清掃業務